附則第七項を次のように改める。

（共通的な経費の配賦基準の特例）

7　研究所が附則第二項各号に掲げる業務を行う場合には、第十条中「第十三条」とあるのは、「第十三条及び附則第十四条」とする。

附則第八項の見出しを「（研究所債券とみなされた緑資源債券の償還期間）」に改め、同項中「旧機構法第三十一条第一項の規定により独立行政法人緑資源機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧緑資源公団法」という。）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券に係る独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（以下「特例業務政令」という。）第十四条第二項第二号」を「廃止法附則第七条の規定により研究所法第十五条第一項の規定による研究所債券とみなされた緑資源債券に係る研究所法施行令第二条」に改め、同項第一号中「旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧緑資源公団法」という。）」に改める。

附則第九項の見出しを「（研究所法附則第八条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は研究所債券の償還期間）」に改め、同項中「特例業務政令第十五条」を「研究所法附則第八条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は研究所債券に係る研究所法施行令第二条」に改める。

附則第十項を削る。

（農業災害補償法施行規則の一部改正）

第三条　農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

第四十五条の二中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に、「そえ」を「添え」に改める。

第四十五条の三中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

（漁船損害等補償法施行規則の一部改正）

第四条　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条及び第四十九条中「農林漁業保険審査会」を「農漁業保険審査会」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際の第一条の規定による改正後の森林保険法施行規則第一条第一項の規定の適用については、同項中「その実施の日の十日前までに」とあるのは、「その実施前に」とする。

○農林水産省令第十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の(2)のキの表バチルス　セレウスの項中「養殖水産動物」の次に「（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第１条第４号に掲げる動物をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第１の１の(3)のイの(ウ)中「（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第１条第４号に掲げる動物をいう。）」を削る。

別表第１の２中「（ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。）」を削り、同２の(1)のア中「牛等」を「家畜等」に改め、「飼料は、」の次に「動物由来たん白質（」を加え、「乳製品、」を「乳製品並びに」に改め、「その他農林水産大臣が指定するもの」を削り、「同じ。）」の次に「、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」を加え、同アの(イ)中「すべて」を「全て」に改め、同(イ)のｅ中「138°」を「138℃」に改め、同イを次のように改める。

イ　次の表の第１欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第　1　欄	第　2　欄
豚、鶏又はうずら	(ア)　豚若しくは馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。） (イ)　豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。） (ウ)　豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。） (エ)　家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。） (オ)　家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。） (カ)　魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。） (キ)　食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第２条第２項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
養殖水産動物	(ア)　確認済豚血粉等 (イ)　確認済豚肉骨粉等 (ウ)　確認済原料混合肉骨粉等 (エ)　確認済チキンミール等 (オ)　確認済家きん加水分解たん白等 (カ)　確認済魚介類由来たん白質 (キ)　牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過（けい）した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘（きょく）突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜（りょう）及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）